第2章 防災組織

災害の予防、応急対策、復旧等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する非常配備体制の確立並びに災害対策本部の編成及び運営などを定め、 災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 大樹町防災会議

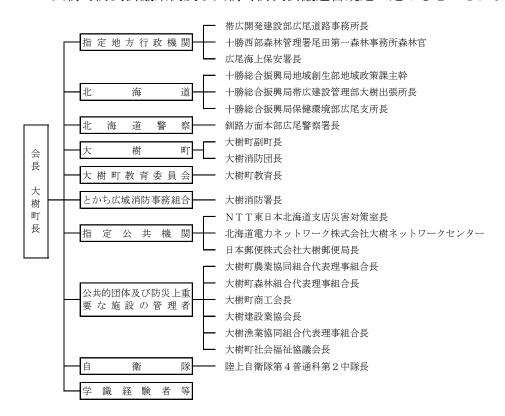
町防災会議は、町長を会長とし、基本法第 16 条第 6 項の規定に基づく大樹町防災会議条例 (昭和 37 年条例第 13 号) 第 3 条第 5 項に定める者を委員として組織するものであり、本町における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害情報の収集、機関相互間の連絡調整を行うものである。

1 防災会議の組織構成

防災会議の構成は、大樹町防災会議条例第3条第5項の規定により、次のとおりとする。

2 防災会議の運営

大樹町防災会議条例及び大樹町防災会議運営規定の定めるところによる。



第2節 大樹町災害対策本部の設置

町長は、大樹町区域内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策を実施するため、必要と認めるときは、基本法第 23 条の2の規定により、「大樹町災害対策本部」を設置する。町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

1 本部の組織、事務分掌

本部に部及び班を置く。

- (1) 本部の組織は(別記1) のとおりとする。
- (2) 部及び班の名称、部長、副部長及び班長にあてられる職員、担当する課、並びに部、班の事務分掌は(別記2)のとおりとする。
- (3) 各班の編成及び事務分掌については、原則として別記2によるが、災害状況等により部内 で調整、編成替えを行い、適切な活動を行うものとする。この場合、部内での変更分担事務 は各部長が定め、指示するとともに、本部長へ報告する。
- (4) 災害状況、又は特に必要と認めるときは、本部長は別記と異なる編成を各部班に指示することができる。

2 本部の設置基準

本部の設置は、次の各号の一に該当し、町長が必要と認めたときにこれを設置する。

- (1) 気象、地象及び水象について警報が発表され、甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (3) 津波警報が発表されたとき。
- (4) 大規模停電により、人命救助等の案件が発生又は交通通信網などへの影響拡大が予想されるとき。

3 本部設置の周知

本部を設置したときは、直ちに関係者、関係機関に周知する。

(1) 周知する範囲

全職員、防災関係機関、北海道(十勝総合振興局)、一般住民

(2) 周知の方法

防災無線、電話、広報車等の方法で周知する。

4 本部の名称及び設置場所

- (1)名 称 大樹町災害対策本部
- (2) 設置場所 大樹町東本通33番地 大樹町役場内

5 災害対策本部の運営

本部が設置された場合は、本部に「本部会議」及び「災害情報連絡責任者」を置く。

- (1) 本部会議
- ① 本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長及び指定の本部員をもって構成する。

- ア 本 部 長 町 長
- イ 副本部長 副町長、教育長
- ウ 本 部 員 災害対策本部組織の各対策部長及び各対策副部長
- ② 本部会議の協議事項
 - ア 災害情報、被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
 - イ 災害予防、災害応急対策の実施並びに総合調整に関すること。
 - ウ 職員の配備体制の切替え及び廃止に関すること。
 - エ 関係機関に対する応援要請に関すること。
 - オ 災害救助法の適用要請に関すること。
 - カ その他災害対策に関すること。
- ③ 本部会議の開催
 - ア本部会議は、本部長が招集するものとする。
 - イ 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない
 - ウ 本部員は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。
 - エ 本部員が会議の招集を必要と認めたときは、総務対策部長にその旨申出るものとする。
- (2) 災害情報連絡責任者
- ① 災害情報連絡責任者(以下「情報連絡責任者」という。)は各対策部長とする。
- ② 情報連絡責任者の業務は次のとおりである。
 - ア 所属部内の職員の動員、配備体制の状況把握
 - イ 所属部の災害、被害の状況の調査収集
 - ウ 応急対策の実施・活動状況の掌握
 - エ 応急災害対策実施に伴う応援などの必要な対策の要求
 - オ 所属部内の各班に係る災害に関する情報(以下「災害情報等」という。)の取りまとめ

6 現地災害対策本部の設置

- (1) 本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めたときは、災害発生地域に現地本部を設置することができる。
- (2) 現地本部には、現地本部長及び現地本部員を置き、本部長が指名する者をもってこれに充てるものとする。
- (3) 現地本部長は、常に本部と連絡を保ち、的確な指示、情報交換により、適切な措置を講ずるものとする。

7 災害対策本部の廃止基準

- (1) 本部長は、次に各号の一つに該当する場合に、災害対策本部を廃止する。
- ① 予想された災害発生の危険が解消したと認められたとき。
- ② 災害発生後における応急措置が概ね完了したと認められたとき。
- ③ 公共機関及び公共的機関の災害応急措置が概ね完了し、住民生活に障害となる状況が解消されたと認められたとき。
- (2) 本部を廃止したときは、設置に準じて関係機関等に通知するものとする。

8 町長の職務代理

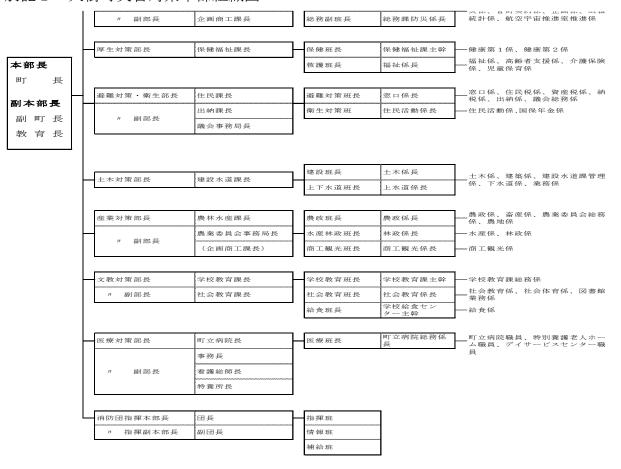
災害対策本部の設置をはじめとし、災害応急対策に係る町長の職務に関して、町長に事故等あるときには、副町長がこの職務を代理する。

9 応急給水及び応急復旧時の活動拠点

陸上自衛隊派遣部隊車両、応急給水車両、警察車両、消防車両等の活動拠点として、次の場所を指定する。

活動拠点場所 大樹町役場敷地内駐車場 (大樹町東本通33番地)

別記1 大樹町災害対策本部組織図



別記2 災害対策本部の事務分掌

部名	班		名		所		掌	事	務
				1. 本語	邓会議 道	 運営に関す	ること。		
				2. 防	 災会議よ	 3よび防災	 関係機関		 に関すること。
総				3. 団化	 本等協力	 J者の出動	 要請に関		
務				4. 災等	 事予報・	警報及び	 情報等€	0収集、伝達に	 関すること。
	43	₹ <i>\</i> r	* 1*	5. 災		災害記録	に関する	らこと。	
対	総	務	班	6. 自行	事隊の派	(遣要請及	び調整に	関すること。	
策				7. 労	务者の 雇	星上げに関	すること	· - 0	
部				8. 旭	也区によ		広報及び	が海岸監視活動	に関すること。(津
				波-	予報時)				
				9. その	の他、そ	の他の班	に属さな	いこと。	
				1. 避	誰所での	保健指導	及び応急	急手当に関する	こと。
	保	健	班	2.被	災者なと	住民の健	康管理に	-関すること。	
	K	Œ	九	3. 感	染症なと	での予防に	関するこ	: と。	
厚				4. 救急	急薬品及	び衛生用	品の確保	尺に関すること。	0
-				1. 災	害時要援	護養者の安	否確認及	び支援に関す	ること。
生				2. 応	急物資⊄	調達及び	配布に関	すること。	
対				3. 応	急食料の	確保及び	配給に関	すること。	
策		- II.		4. 義持	爰金品の)受付、配	分に関す	⁻ ること。	
部	救	護	班	5. 日表	赤救助沿	動の連絡	調整に関	すること。	
				6. 災	害ボラン	/ティアの	受入に関	すること。	
				7. 災等	 手見舞金	定に関する	こと。		
				8. 罹	災証明 <i>0</i>	支援に関	すること	- 0	
避				1. 避	維所の開]設、初期	の管理に	- 関すること。	
避難対策・衛生部	避難	対	策 班	2. 避	雑者の認	秀導及び収	容に関す	⁻ ること。	
策・				3.被	災者の調	間査に関す	ること。		
衛生	衛	生	班	1. 死1	亡者の収	マ容及び安	置に関す	⁻ ること。	
部	円		-511	2.被	災地の徫	5生環境保	持に関す	つ ること。	
				1. 道题	各、橋粱 	なび河川	の被害調	間査に関するこ	と。
土				2. 道	各、橋粱 	なび河川	の保全及	び復旧に関す	ること。
木	建	設	班	3. 派		なの誘導、 	撤収及び	『連絡調整に関	すること。
対				4. 町	有施設σ	被害調査	及び保全	とに関すること。	0
策				5. 建	2型応急	住宅の設	置に関す	ること	
部	上下	лk	道 班	1. 上	下水道施	函設の被害	調査に関	すること。	
	— П	/1/	但	2. 上	下水道施	正設の保全	及び復旧	日に関すること。	D

		3. 災害時の飲料水の確保及び給水に関すること。
		1. 農地、農業施設、農作物、家畜の被害調査に関すること。
		2. 農作物の病虫害、家畜伝染病予防及び防疫に関すること。
	農政班	3. 農畜産関係の被害対策及び復旧に関すること。
		4. 家畜の避難対策及び飼料の確保に関すること。
産		5. 農業関係機関との連絡調整に関すること。
,		1. 林道、林業施設の被害調査に関すること。
業		2. 林政関係の被害対策及び復旧に関すること。
		3. 漁業施設及び船舶、漁具等の被害調査に関すること。
対	水産・林政班	4. 水産関係の被害対策及び復旧に関すること。
6 -6-		5. 水産・林業関係機関との連絡調整に関すること。
策		6. 浜大樹地区における避難広報及び海面監視活動に関すること。
部		(津波予報時)
ЧН		1. 商工観光関係の被害調査に関すること。
		2. 商工観光関係の被害対策及び復旧に関すること。
	商工観光班	3. 商工観光関係機関との連絡調整に関すること。
		4. 晩成地区における避難広報及び海岸監視活動に関すること。
		(津波予報時)
文		1. 児童生徒の避難及び安全確保に関すること。
	学校教育班	2. 教育施設の被害調査及び復旧に関すること。
教	子仪积片处	3. 災害時の応急教育に関すること。
対		4. 教科書及び学用品の給与に関すること。
策	社会教育班	1. 関係施設利用者の避難及び安全確保に関すること。
部	压 五 秋 月 班	2. 関係施設の被害調査及び復旧に関すること。
	給 食 班	1. 職員、救護活動者及び被災者の炊き出しに関すること。
医		1. 救護班の編成、救護所の開設に関すること。
療対	医療班	2. 負傷者の収容に関すること。
策		3. 被災者の医療及び助産に関すること。
部		4. 医薬品の確保に関すること。

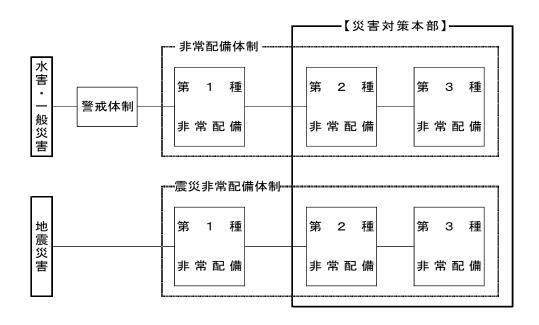
第3節 非常配備体制

1 非常配備体制の種類と基準

町長は、災害時に予防対策、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を立 ち上げる前にも必要に応じて種別を指定して非常配備体制を指令する。

(1) 非常配備区分

非常配備の種別、配備体制、活動内容に関する基準は次の「非常配備体制の種類と配備 基準」の区分による。



「非常配備の種類と配備基準」

①水害、一般災害

5/1/ 1 /	/IX/JC F				
種	別	【警戒	体	制】	
配備基準		気象業務法に基づく気象、地象、及び き。	水象に関	する情報又は警	報を受けたと
配備体制及び活動内容		(1) 総務課は、気象、地象、水象に関 ともに、道及び関係機関との情報連絡 (2) 総務課は、関係課へ状況報告や災 達する。	にあたる。	,	
勤務時間外の場合					

勤務時間外の場合

第1種非常配備体制の所属長は自宅待機とし、状況により速やかに参集できる状態とする。

種	別	【第 1 種 非 常 配 備 体 制】
		(1) 今後、災害が発生する恐れがあり、災害に備える必要があるとき。
配備	基 準	(当町で 1 時間の雨量 50mm、3 時間の雨量が 90mm、24 時間の雨量が 150mm
		を超える恐れがあるとき)
和 借	体 制	(1) 次の所属長及び所属職員により、巡視、情報収集及び災害対策にあた
	净加	る。 ①総務課 ②建設水道課 ③その他課(必要に応じて総務課が招集)
		(1)総務課は、気象、地象、水象に関する情報及び災害状況の収集を図ると
江 動	内 容	ともに、道及び関係機関との情報連絡にあたる。
伯 劉	门谷	(2) 総務課は、各課に第1種非常配備体制であることメール等で連絡する。
		(3)総務課、建設水道課は、町内パトロールなどにより情報収集を行う。
その作	也の課	企画商工課・住民課・保健福祉課・農林水産課・出納課・学校教育課・社会教
及び過	車絡先	育課・農業委員会事務局・議会事務局・図書館・学校給食センター・大樹消防
機	関	署・特別養護老人ホーム・大樹町立病院

種	別	【第 2 種 非 常 配 備 体 制】
配備	基 準	(1) 第1種非常配備体制により状況を把握した結果、災害対策本部を立ち上 げることが必要と判断したとき。
配備	体 制	(1) 災害対策本部を設置して、次の所属長及び所属職員により、災害対策にあたる。 ①総務課 ②企画商工課 ③住民課 ④保健福祉課 ⑤農林水産課 ⑥建設水道課 ⑦出納課 ⑧学校教育課 ⑨社会教育課 ⑩農業委員会事務局 ⑩ 議会事務局 ⑪図書館 ⑫学校給食センター ⑬特別養護老人ホーム ⑭大樹町立病院
活動	内 容	(1)総務課は災害対策本部を設置したことを各所属長に連絡する。(2)各所属長は災害対策本部に参集、本部会議の決定に基づき、各対策部指定の事務分掌を行う。(3)所属職員は本部及び各所属長の指示により活動する。
連絡	先機関	大樹消防署

種		別	【第 3 種 非 常 配 備 体 制】
ボコ	配備基準		(1) 全町にわたり甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生する恐れが
配	7月	本 毕	あるとき。
			(2) 災害対策本部を立上げ、全職員で災害対策にあたる。
ボコ	配備	从 生间	①総務課 ②企画商工課 ③住民課 ④保健福祉課 ⑤農林水産課 ⑥建設水道
		14 市	課 ⑦出納課 ⑧学校教育課 ⑨社会教育課 ⑩農業委員会事務局 ⑪議会事務
			局 ⑫図書館 ⑬学校給食センター ⑬特別養護老人ホーム ⑭大樹町立病院

	(1)総務課は災害対策本部を設置したことを各所属長に連絡する。
活動内容	(2) 各所属長は災害対策本部に参集、本部会議の決定に基づき、各対策部指
活動内容	定の事務分掌を行う。
	(3) 所属職員は本部及び各所属長の指示により活動する。

②地震災害

種	別	【第 1 種 非 常 配 備 体 制】			
配備	基 準	(1) 震度4の地震が発生したとき。(2) 気象官署から津波注意報が発表されたとき。			
配備	体 制	次の所属長及び所属職員による。 (1)配備基準(1)のみの場合 ①総務課 (2)配備基準の(1)及び(2)の場合 ①総務課 ②企画商工課 ③農林水産課 配備体制以外の所属長においても担当する業務における被害状況確認に当たり、被害が発生している場合は総務課に連絡する。			
活動	内 容	(1)総務課は、地震等に関する情報の収集を図る。また、配備体制など必要に応じ各課との連絡調整を行う。 (2)総務課は、津波注意報が発表された場合、防災無線で海岸地域に注意喚起を行う。 (3)各所属長及び所属員は、担当する業務における被害状況の確認に努め、被害が発生している場合は総務課に速やかに連絡する。 (4)津波注意報が発表されたときは、企画商工課、農林水産課の職員は、次の場所で海岸監視にあたる。 企画商工課:旭浜・晩成・生花 農林水産課:浜大樹			

種	別	【第 2 種 非 常 配 備 体 制】
配備	基 準	(1) 震度5弱・強の地震が発生したとき。(2) 第1種非常配備体制の結果、災害対策本部を設置すると判断する被害などが発生したとき。(3) 気象官署から津波警報が発表されたとき。
配備	体 制	1)配備基準(1)もしくは(2)の場合は、災害対策本部を設置して、次の所属長が本部に参集する。 ①総務課 ②企画商工課 ③住民課 ④保健福祉課 ⑤農林水産課 ⑥建設水道課 ⑦出納課 ⑧学校教育課 ⑨社会教育課 ⑩農業委員会事務局 ⑪ 議会事務局 ⑫図書館 ⑬学校給食センター ⑬特別養護老人ホーム ⑭大樹町立病院

	(1) 総務課は、地震等に関する情報の収集を図る。また、災害対策本部の立
	上げを行う。
	(2)総務課は、津波警報が発表された場合、災害対策本部長の指示を受け、
	防災無線で海岸地域に避難指示を行う。
	(3) 各所属長は災害対策本部に参集、本部会議の決定に基づき、各対策部指
	定の事務分掌を行う。
江 弘 山 点	(4) 津波警報が発表されたときは、企画商工課、農林水産課の職員は、次の
活動内容	場所で海岸監視及び海岸からの避難広報に努める。
	企画商工課:旭浜・晩成・生花 農林水産課:浜大樹
	(5) 津波警報が発表されたときは、住民課・出納課・議会事務局の職員は、
	次の避難所の開設及び運営にあたる。
	中島地域コミュニティセンター、歴舟地域コミュニティセンター、晩成行
	政区会館、生花行政区会館
	(6) 所属職員は本部及び各所属長の指示により活動する。

種	別	【第 3 種 非 常 配 備 体 制】				
配備	基 準	(1) 震度6弱以上の地震が発生したとき。(2) 町全域に渡り、甚大な被害が発生又は予想されるとき。(3) 気象官署から特別警報(大津波警報)が発表されたとき。				
配備	体 制	(1)配備基準(1)もしくは(2)の場合は、災害対策本部を設置して、次の所属長が本部に参集する。 ①総務課 ②企画商工課 ③住民課 ④保健福祉課 ⑤農林水産課 ⑥建設水道課 ⑦出納課 ⑧学校教育課 ⑨社会教育課 ⑩農業委員会事務局 ⑪ 議会事務局 ⑫図書館 ⑬学校給食センター ⑬特別養護老人ホーム ⑭大樹町立病院				
活動	内 容	 (1)総務課は、地震等に関する情報の収集を図る。また、災害対策本部の立上げを行う。 (2)総務課は、大津波警報が発表されたときは、災害対策本部長の指示を受け、防災無線で海岸地域に避難指示を行う。 (3)各所属長は災害対策本部に参集、本部会議の決定に基づき、各対策部指定の事務分掌を行う。 (4)大津波警報が発表されたときは、企画商工課、農林水産課の職員は、海面監視を行わず災害対策本部に参集する。 (5)大津波警報が発表されたときは、住民課・出納課・議会事務局の職員は、次の避難所の開設及び運営にあたる。中島地域コミュニティセンター、歴舟地域コミュニティセンター、晩成行政区会館、生花行政区会館 				

(6) 所属職員は本部及び各所属長の指示により活動する。

2 配備体制の確立の報告

非常配備の指示がなされたとき、又は各配備基準に該当した場合、各対策部長は所管に係る配備体制を整えるとともに、速やかに体制確立状況を総務対策部長に報告するものとする。

3 非常配備体制の解除

各対策部における非常配備の解除は、本部長(町長)が指令する。

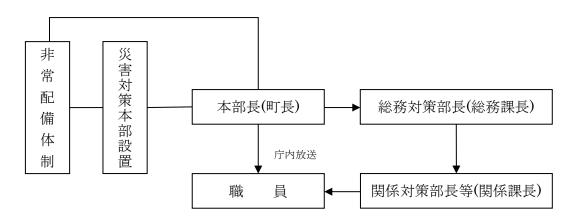
4 災害対策本部を設置しない場合の災害応急対策

町長は、災害の程度が災害対策本部設置に至らない小規模の災害については、関係課により応 急対策を実施するものとする。

5 職員の動員計画

災害時に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための職員の動員計画は、次に定めるとおりとする。

- (1)動員の配備、伝達系統及び伝達方法
- ①平常執務時の伝達系統及び伝達方法
 - ア 非常配備体制が指令された場合又は本部を設置した場合、総務対策部長は、本部長の指示により、関係職員に対し、庁内放送などにより職員に周知するものとする。
 - イ 関係対策部長は、速やかに所属職員の指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査、 その他の応急対策を実施する体制を整えるものとする。



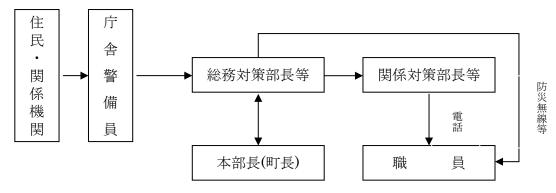
②閉庁又は退庁後の伝達系統及び伝達方法

ア 警備員による非常伝達

警備員は、次に掲げる情報を収受したときは、総務対策部長等に連絡するものとする。

(ア) 気象警報、水防警報等災害関係の情報が関係機関から通知されたとき。

- (4) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (ウ) 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。



イ 職員への指示伝達体制の確保

各対策部長及び各対策副部長は、所属課の職員の住所、連絡方法を事前に把握しておき、 通報を受理後、直に関係職員の登庁、出動の指示伝達ができるよう措置しておくものとする。

(2) 職員の非常登庁

- ①職員は閉庁や退庁後に登庁の指示を受けたとき、又は災害発生し、若しくは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害状況により所属課長と連絡の上、又は自らの判断により登庁するものとする。
- ②職員の非常登庁を要する事態が発生した場合において、各対策部長又は各対策副部長は、必要に応じ、総務対策部長に参集状況を報告するものとする。

(3)消防機関に対する伝達

災害対策本部が設置された場合、その配備体制についての消防機関への伝達は、次により行うものとする。



第4節 気象業務に関する計画

暴風、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪等による災害を未然に防止し、その被害を軽減するため、 気象、地象(地震及び火山現象を除く。)及び水象(地震に密接に関連するものを除く。)等の特別 警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通知義務等に関する組織、業務等は次の定めるところによる。

なお、国及び道は、避難指示等の発令基準に活用する風水害に関する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

1 気象業務組織

(1)予報区と担当官署

北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区(札幌管区気象台担当)と7つの予報区に分かれている。当地域(十勝地方)は、釧路総合振興局及び根室振興局とともに釧路地方気象台が担当しており、さらに一次細分区域である当地域は、帯広測候所が分担している。

府県予報区名称	区域	担 当 官 署
	釧路総合振興局、根室振興	釧路地方気象台
釧路、根室、十勝地方	局及び十勝総合振興局管内	带広測候所*

注)*印の帯広測候所は、分担気象官署。十勝地方の気象等に関する特別警報・警報・注意 報発表を担当する官署である。

府県予報区名称	一次細分区 域 名	市町村等をま とめた地域	二 次 細 分 区 域 名
釧路、根室、十 勝地方		十勝北部	新得町、鹿追町、上士幌町、陸別町、足寄町
	十勝地方	十勝中部	帯広市、音更町、本別町、芽室町、幕別 町、池田町、浦幌町、豊頃町、清水町、士 幌町
		十勝南部	大樹町、広尾町、中札内村、更別村

2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気 象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災 気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)、及び消防法(昭和 23 年法律第 186 号)、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害 防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

(1)種類及び発表基準

① 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、 その旨を警告して行う予報。

現象の種類	基準
	大雨が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく
	大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂
大雨特別警報	災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水
八阳行加青和	害) のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は
	切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安
	全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく
茶 風 付 別 書 報	大きいときに発表される。
	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため、重大な災
高潮特別警報	害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所
	からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著し
似 似 村 別 書 報	く大きいときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく
八当付加青和	大きいときに発表される。
	雪を伴う暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれ
 暴風雪特別警報	が著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加
來 二 付 川 青 和	えて、「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそ
	れについても、警戒が呼びかけられる。

② 気象警報

大	雨	敬言	報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸 水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき 事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場
				所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大	雪	警	報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき。
暴	風	警	報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき。
				雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され
見	暴風雪響	₽ 帯女	## ±□	たとき。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる
泰			報	視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びか

③ 気象注意報

	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表さ					
大 雨 注 意 報	れる。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自					
	らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。					
大 雪 注 意 報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき					
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき					
	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたと					
風 雪 注 意 報	き。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等					
	による災害」のおそれについても注意を呼びかける。					
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたとき					
	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたとき。また、					
小	発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」					
雷注意報	による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い					
	雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。					
	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたとき。					
乾 燥 注 意 報	具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表さ					
	れる。					
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたとき					
	著しい着氷 (雪) により災害が発生するおそれがあると予想された					
着氷(雪)注意報	とき。具体的には、通信線や送電線、船体等などへの被害が起こる					
	おそれのあるときに発表される。					
	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき。具体的					
融雪注意報	には、浸水害、土砂災害等などの災害が発生するおそれがあるとき					
	に発表される。					
	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたとき。具体的に					
霜 注 意 報	は、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに					
	発表される。					
	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたとき。具体的					
低 温 注 意 報	には、低温による農作物等への被害や、冬季の水道管凍結や破裂に					
	よる著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される					

④ 高潮警報及び注意報

	高潮警			台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生す
高		警 報	るおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの	
				避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
古	高 潮 注 意	主 意 報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそ	
同			羊区	れがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可

能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスク
の再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒
レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及され
ている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警
戒レベル3に相当。

⑤ 波浪警報及び注意報

波	浪 警	報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
波	浪 注 意	報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたとき

⑥ 洪水警報及び注意報

洪	水	· 4	数	報	河川の上流域での降雨や融雪などにより河川が増水し、重大な災害			
					が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増			
					水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげら			
					れる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル			
					3に相当。			
洪	水	注	意	報	河川の上流域での降雨や融雪等などにより河川が増水し、災害が発			
					生するおそれがあると予想された時に発表される。避難に備えハザ			
					ードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行			
					動の確認が必要とされる警戒レベル2である。			

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報 に含めて行われる。

⑦ 洪水警報及び注意報の発表基準

種 類	標題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	・氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表
		される。
		・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等
		が必要となる。
		・災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫
		っているため直ちに身の安全を確保する必要があること
		を示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	・基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危
		険水位以上の状態が継続しているときに発表される。
		・いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。 避難等の
		氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の
		発令の判断の参考とする。
		・危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に

		相当。
	氾濫警戒情報	・基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれる
		時、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれる
		時、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回った時
		(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位
		を超える状況が継続している時(水位の上昇の可能性が
		なくなった場合を除く) に発表される。高齢者等避難の
		発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの
		避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	・基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の
		上昇が見込まれる時、氾濫注意水位以上で、かつ避難判
		断水位未満の状態が継続している時、避難判断水位に達
		したが水位の上昇が見込まれない時に発表される。
		・ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に
		備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2
		に相当。

⑧ 警報発表基準 (数値はいずれも予想値)

気	象	官	署	帯広測候所
区			域	十勝南部
暴 風	(平均厘	風速)		陸上:20m/s、海上:25m/s
暴風雪	(平均属	虱速)		陸上:18m/s、海上:25m/s (雪による視程障害を伴う)
波 浪	(有義派	皮高)		6m
高 潮	高潮(潮位T・P上)			1.4m
+ -	雨	量 基	準	1 時間雨量 50mm
大 i	市 土壌雨量指数基準		長準	138
洪	洪 水 流域雨量指数基準			歴舟川流域=33、当縁川流域=25、生花苗川流域=16
大 雪				12 時間降雪の深さ 50
記録的短時間大雨情報				1 時間雨量 90mm

⑨ 注意報発表基準(数値はいずれも予想値)

気	象	官	署	帯広測候所	
区			域	十勝南部	
強風	(平均風速)			陸上 12m/s	海上 15m/s
風雪	(平均風速)			陸上 10m/s	海上 15m/s (雪による視程障害を伴う)
波浪	(有義波高)			3m	
高潮	(潮位:TP上	()		1.0m	

大雨(雨	雨量基準	1 時間雨量 30mm
量)	土壤雨量指数基準	85
洪 水	流域雨量指数基準	歴舟川流域=26、当縁川流域=20、生花苗川流域=9
大 雪		12 時間降雪の深さ 30cm
雷		落雷等により被害が予想される場合
乾燥		最小湿度 30%
濃霧	(視程)	200m
霜(最低気温)		3℃以下
なだれ		①24 時間降雪の深さ 30cm 以上
		②積雪の深さ 50cm 以上で日平均気温 5℃以上
		4月、5月、10月:平年より5℃以上低い(最低気温)
低 温		11月~3月:平年より8℃以上低い(最低気温)
		6 月~9 月:平年より 4℃以上低い日が 2 日以上継続
		(平均気温)
着 雪		気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続
着 氷	(船体)	水温 4℃以下、気温-5℃以下で風速 8m/s 以上
融雪		60mm 以上
		24 時間雨量と融雪量(相当水量)の合計

(2) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

これまでの災害で、課題となっていた「避難をしなかった」「避難が遅れたことによる被災や屋外移動中の被災」「高齢者等の被災が多い」など、いまだ住民の「自らの命は自らが守る」と言う意識が十分とは言えず、また、警戒レベルの運用により「避難情報等は分かりやすくなった」と言う意見の一方で、避難勧告で避難しない人が多い中、警戒レベル4の中に「避難勧告と避難指示の両方があってわかりにくい」との意見も多数あり、「避難勧告等に関するガイドライン」の見直しがされた。災害対策基本法を令和3年5月に改正されたことにより、警戒レベル4では避難指示に一本化され、警戒レベル5を「緊急安全確保」とし、災害が発生、切迫し、避難所等への避難がかえって危険であると考えられる場合に、直ちに安全確保を促すことができることとするなど、これまでの「避難勧告等に関するガイドライン」を「避難情報に関するガイドライン」として改めた。

これにより、発令基準や伝達方法など、より高度又は臨機応変に運用できるように改善された。

防災気象情報

防災気象情報とは、国や都道府県等が発表するもので、町が発令する避難指示の判断を支援 する役割と、住民が自主的に避難行動をとるための参考となる情報の役割がある。

また防災気象情報が発表されても、町からの避難指示が出されない場合もあるので、防災気象情報を参考にしながら、適切な避難行動をとること。

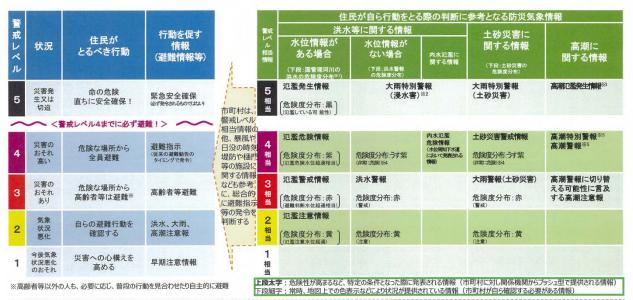
② 警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生の危険度と、住民がとるべき避難行動を、住民が直感的に理解す るための情報である。

日本では、毎年のように大雨や台風などによる洪水や土砂災害等が発生し、多くの被害が出 ており、これまでも気象庁から注意報や警報、市町村から避難勧告や避難指示など様々な情報 が発信されましたが、住民に正しく理解されていないなどの課題がありました。

こうしたことを踏まえ、住民が災害発生の危険度を直感的に理解し、的確な行動ができるよ う避難に関する情報や防災情報を5段階の「警戒レベル」として伝えるものである。

防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係



^{※1)} IPI上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤跡等の高さと比較することで警戒レベル3~5相当の危険度を表示。
※2) 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。
※3) 水位周辺海岸において部道府保知事から発表される情報、台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動していては安全に立退き避難ができないおされがある。
※4) 大雨警報(上砂以害)・洪水 警報の危険度分布については、今後技術的な改善を造め、警戒しへ小5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険(濃い紫)」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の設り込みに活用する。
※5) 高潮警報は、高潮により向に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて歴外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になるとからある場合に高潮等観を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。
注)本資料では、気象庁が提供する大雨警報(土砂災害)の危険度分布と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風 注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示 す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「・・以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「・・以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は

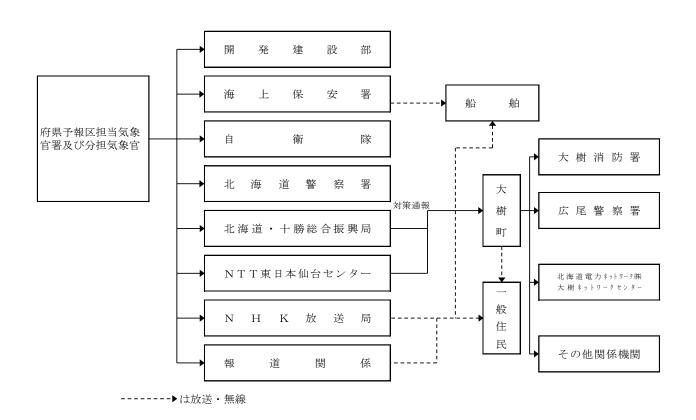
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_h.html)を参照

- (5) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報 (浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災 害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」とし て発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報(浸水害)」、(土砂災害) は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。
- (6) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内 における基準値の最低値を示している。
 - 1 km 四方毎の基準値については、

(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/kushiro/dosha_kushiro.pdf)を参照

(7) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

(3) 注意報、警報の伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。 なお、この伝達は、府県予報区担当官署及び分担気象官署が実施する。



(4) 水防活動用気象注意報及び気象警報

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄の掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる警報及び注意報により代行する。

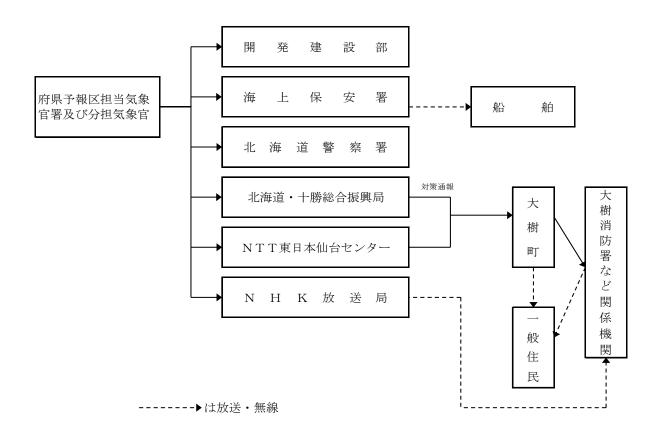
その種類や伝達系統は次のとおりである。

①種 類

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
	高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報
	津波特別警報

②伝 達

水防活動用気象注意報 · 気象警報



(5) 火災に関するもの

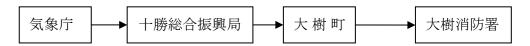
①火災気象通報

府県予報区担当官署及び分担気象官署が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法 (第22条)の規定に基づき、気象官署から総合振興局長に通報するものとする。

通報を受けた総合振興局長は、管内市町村に通報するものとし、市町村長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができるものとする。

ア 伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



イ 通報基準

火災気象通報基準は次のとおりである。

地方	7 名	発表官署	通	報	基	準
十 勝	帯広測候所	実効湿度 6	%以下の場合、若しくは、	平均風速で 12m/sリ	以上が	
		予想される	場合とする。なお、平均厘	🗓速が 12m/s 以上であ	つて	

も、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合
がある。

②林野火災気象通報

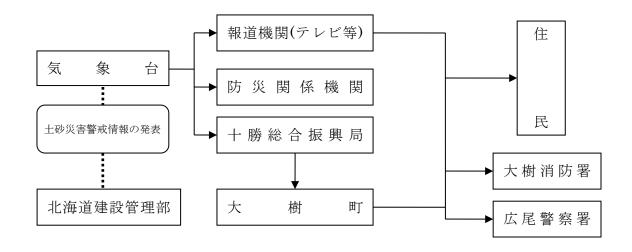
林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は第7章第5節(林野火災対策計画)により実施する。

(6) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない 状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、 対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、総合振興局又は振興局と気象台か ら共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報 (土砂災害)の危険度分布)で確認することができる

(https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land) 。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。



(7) 気象情報等

① 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(石狩地方など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(石狩・空知・後志地方など)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

② 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別

警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。

③ 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

④ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル(危険度分布)の「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル(危険度分布)で確認する必要がある。

※土砂キキクル(危険度分布)浸水キキクル(危険度分布)油は https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land油水キキクル(危険度分布)油は https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood

⑤ キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布)

キキクルの種類と概要

※「極めて危険」(濃い紫):警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用。

種類	概 要
土砂キキクル(大雨	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四
警報(土砂災害)の	方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及
危険度分布)※	び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報
	(土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっ
	ている場所を面的に確認することができる。
	・「非常に危険」(うす紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒
	レベル4に相当。
	・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒
	レベル3に相当。
	・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に
	備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

浸水キキクル (大雨 警報 (浸水害) の危 険度分布)

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

洪水キキクル(洪水 警報の危険度分布)

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「非常に危険」(うす紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒 レベル4に相当。
- ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒 レベル3に相当。
- ・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

⑥ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

※ 雨雲の動き(降水・雷・竜巻ナウキャスト): https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/

3 異常現象を発見した者の措置等

(1) 通報義務(基本法第54条第1及び2項)

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察 官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するよう に努力しなければならない。

(2) 警察官等の通報(基本法第54条第3項)

異現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに町長に通報しなれればならない。

(3) 町長の通報(基本法第54条第4項)

異常現象に関する通報を受けた町長は、帯広測候所に通報しなければならない。